

千葉市公害健康被害被認定者に係る新型コロナ予防接種費用
助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）第4条第4項の規定により公害医療手帳の交付を受けた者（以下「法被認定者」という。）及び千葉市公害健康被害救済補償要綱（以下「要綱」という。）第2条第4項の規定により公害医療手帳の交付を受けた者（以下「要綱被認定者」という。）が受ける、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき実施される新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種（以下「定期接種」という。）に係る費用の自己負担額を市が、予算の範囲内において助成することにより、法被認定者及び要綱被認定者の感染症予防の促進を図り、もって法被認定者及び要綱被認定者の健康の保持に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者となる者は、法被認定者及び要綱被認定者のうち定期接種を受けた者（以下「助成対象者」という。）とする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、市長が別に定める期間内に医療機関で受けた定期接種に係る経費とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の交付額は、助成対象経費のうち、助成対象者が自己負担した額とする。ただし、本要綱による助成金のほか、助成対象経費について他の公的
制度からの助成があった場合は、当該助成に係る額を助成対象経費から除く
こととする。

2 助成金の交付は、年度1回を限度とする。

(助成金の請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、別に定める期間内に、千葉市公害健康被害被認定者に係る新型コロナ予防接種費用助成金請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 領収書等

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、これを審査し、原則として請求書の提出を受けた月の翌月末までに、当該助成対象者が法第10条第1項及び要綱第5条の規定による補償給付の請求に関して当該補償給付を受けるため市に登録を行った金融機関の預金口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金等の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により、前条の規定により支払いを受けた助成対象者があるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

様式第 1 号

千葉市公害健康被害被認定者に係る
新型コロナ予防接種費用助成金請求書

令和 年 月 日

(あて先)
千 葉 市 長

(請 求 者) 太枠の中に記入してください。

住 所	
氏 名	※ (※本人が手書きしない場合は、記名押印してください)
電話番号	
認定番号	千葉 ー
助成金請求額	_____ 円
添付書類	領収証原本等（予防接種を受けた医療機関で発行されたもの） ※領収証等で「新型コロナ予防定期接種であること」「接種日」 「接種を受けた方の氏名」「医療機関名」「支払った金額」が確認 できること。

千葉市公害健康被害被認定者に係る新型コロナ予防接種費用助成事業実施要綱第 5 条の
規定により、必要書類を添えて請求します。

本請求に当たり、千葉市が、私が新型コロナ予防接種を受けた医療機関から、助成金請求
内容等の確認のために必要な私に関する情報の提供を受けることに同意します。

----- ※この下の欄には記入しないでください。（環境保全課使用欄） -----

※ 決 定	助 成 金 （円）					